

筑後川総合開発と 完成後30年を経た筑後大堰

～筑後川のめぐみに感謝して～

筑後川水道三企業団協議会顧問 恒 吉 徹

4-3 建設に当たったの問題解決

4-3-(2) 事業実施計画認可直後、福岡県漁連から異議。「流下量問題」勃発

事業実施計画認可直後の昭和52年11月、福岡県有明海漁業協同組合連合会(以下「〇〇県漁連」)が福岡県に対して事業実施計画の同意に抗議しました。

この時の状況について、当時建設省(現国土交通省)九州地方建設局技術管理官の帆足建八氏は、『佐賀県が同意したあとで福岡県漁連が県から話を聞いていないと言い出された。あわてて漁連に駆けつけたが、そのときは、いま建設省、水資源開発公団から話を聞く段階ではないと断られた。』と話しています(昭和53年7月2日読売新聞特集記事「合意の流れに 筑後川」・筆者要約)。また、昭和53年7月23日の同新聞同特集記事で当時福岡県漁連会長の亀崎政雄氏(故人)は、『福岡県が既に同意していることは寝耳に水だったので調べたら、公団に対して水産業に影響を与えないように配慮するなら開発してもよいと回答していることが分かった。』(筆者要約)と話しています。

つまり、調整段階で、お互いの理解に食い違いが生じたと考えられます。

昭和52年11月30日以降、建設省、水公団、福岡県は事態解決のために、福岡、佐賀両県漁連に対して連日精力的に協議を重ねることになります。昭和53年2月～54年4月に行われている協議には、漁連の組合員が100名150名と出席されており、膝詰めでの協議であったことを思い描かせます。

先の亀崎政雄氏(故人)は、読売新聞「合意の流

れに 筑後川」の中で、『建設省、水公団、福岡県から、工事内容、取水量、一定の流量に達しない場合の不特定用水確保の三点について説明があった。具体的には、川の栄養塩がせき止められないように大堰(ゲート)を下開きの構造にする。ノリ期間の冬場に流量が足りないときは上流の松原ダム・下釜ダムから放流し、2,500万 m^3/s をこれに充てるという内容だった。しかし、一般組合員が最も気にしているのは流量、振興資金の額、それに今後の開発への不安ですよ』(筆者要約)と漁業者側の懸念を述べています。

①この時点の大きな争点

昭和53年2月からは、福岡、佐賀両県漁連が合同役員会で意見交換する体制となっていますが、この時点の主要な争点は、「筑後大堰流下量 $45m^3/s$ 以上」を漁連が主張しているのに対して、建設省・水公団は、筑後大堰直下での $40m^3/s$ 以上の流下量確保は、全く目処が立たず想定できないとして、「流下量問題は時間がかかるので本体工事と並行して検討する。」との主張を繰り返します。

②昭和53年3月31日、筑後大堰本体工事契約

筑後大堰本体及び関連工事で直接影響を受ける漁業組合(福岡県側3漁協、佐賀県側1漁協)との協議は順調に進み、また、取水の影響を受ける福岡、佐賀両県漁連傘下の下流内水面漁協も昭和53年3月半ばには、大部分が「着工同意」の意向を示しました。この状況の中で、理解が得られていない一部の組合も説得は長くはかからないと判断した水公団は、昭和53年3月31日、筑後大堰本体工事を契約します。

③「53福岡大渇水」で世論は「筑後大堰・福岡導水

を急げ」

同じ時期、福岡市を中心としていわゆる「53福岡大
濁水」が始まります。昭和53年5月20日から給水制
限が続き、6月1日からは5時間給水19時間断水とな
り、完全断水世帯45,000世帯など市民生活、産業活
動に与える影響が深刻化しました。このため、全国か
ら支援を得た給水車の出動、寺内ダムの試験湛水中
の貯留量の使用や、更に堆砂容量部分のデッドウォー
ター（ダムの取水口より下に貯まっている水）の活用
などで急場をしのいでいました。

この状況を受け、福岡都市圏では、「筑後大堰、福
岡導水の建設を急げ」との世論が大きくなっていき
ます。



寺内ダムの昭和53年デッドウォーター取水準備

④昭和53年8月、福岡県が水公団に大堰本体工事 着工を要請

福岡県漁連内の一部組合で理解が進まない中、同
漁連会長は、「一部の組合がなかなか同意しないが大
堰の着工については、もう行政側で判断してくださ
い」という内容の委任状を福岡県知事に提出、これ
を踏まえて昭和53年8月、福岡県は水公団に筑後大
堰本体工事着工を要請しました。

⑤福岡県漁連全体が「筑後大堰建設反対」へと動 く、佐賀県漁連も呼応

福岡県漁連では、筑後大堰建設絶対反対を唱える
組合は一部でしたが、同漁連内部に運動体「有明海
を守る会」が発足したのを契機に、次第に漁連全体
が「絶対反対」へと傾いていきました。

その後、福岡県漁連は、「大堰の着工のためには、
ノリ期の不特定用水を確保すること及び流下量問題
が解決しない限り、着工は認められない」との主張
でまとまっています。

一方、既に着工に理解を示していた佐賀県漁連は、
福岡県漁連の動きを注視していましたが、あくまでも

福岡県漁連と同一歩調で臨むことが大切との姿勢か
ら、「流下量問題が解決するまで筑後川からの流域外
分水はしない。流下量問題の解決を図るため早急に
協議を開始すること。問題解決まで着工を延期する
こと」と筑後大堰本体工事の着工条件を整理してい
きます。

4-3-(3) 筑後大堰本体工事着工、水公団が 漁連と現場で折衝、一時中止

この間も、福岡県、佐賀県と建設省、水公団は寸
断無く協議を続けています。

この時期（昭和54年2月）、建設省、水公団によ
る福岡、佐賀両県漁連への説明は、松原ダム・下笠
ダム再開事業の説明とともに、「流下量問題は時
間がかかるので工事と並行して検討する。流下量
は着工後2年以内に決めたい」と、流下量決定時期
を明示して理解を求めますが、行政側の考えてい
る流量と漁連側の主張は一致しませんでした。

①筑後大堰本体工事着工の判断

筑後大堰本体工事着工当時の判断を、当時水公団
筑後川開発局調査設計課長の職にあった稲垣基夫氏
（故人）は昭和59年に行われた「筑後大堰の建設を振
り返って」の座談会で次のように語っています。

『そうしているうちにも昭和53年5月以来の福岡
大濁水は続いており、世論としては筑後大堰の着工
が大きく取り上げられてきた。そこで流下量問題は
着工してから2年以内にまとめようということで、昭
和54年4月18日に着工したわけです。』

着工直前の行政サイドの主な動きを列記しますと、



福岡導水ルート図

4月16日……福岡県は建設省に、「事業の緊急性に鑑み早急に本体工事に着工されたい」と要請。

4月16・17日……福岡、佐賀両県と建設省が、「流下量問題の解決は、着工後2年以内に行う」と合意。

・福岡、佐賀両県と水公団が、「流下量問題が解決するまで、福岡導水事業の導水は実施しない」と合意。

4月17日……福岡、佐賀両県と水公団が、「福岡導水事業の関係者より有明海振興資金を拠出させる」と合意。

②昭和54年4月18日早朝、本体工事に着手、そして一時中止

着工前日の4月17日、福岡、佐賀両県漁連には、それぞれの県を通じて「本体工事着手」の通知がありました。

「佐賀県有明海漁連史」(以下「漁連史」)は、着工前日のことを、「事態は既に引き戻すことも、立ち止まることも許されない状態で、漁業者の憤りが爆発したわけである。」と記しています。

当時水公団筑後大堰建設所長の西原恒雄氏(故人)は、「筑後大堰の建設を振り返って」の座談会で、『私は朝7時には現場に行った。既に約700名の漁連の方たちが来ており、請負業者が打つ現場立ち入り禁止の杭を引き抜いていた。私が現場に着いたら佐賀県漁連の会長を先頭に「工事の責任者はだれだ」と問われたので、「私だ」と言ったら、そのままトラックの荷台に引き上げられ(そこが一番安全だった)、会長から「工事中止の命令をかけろ」と何度も言われたが、私は「工事をやれと命令されているから中止するわけにはいかない」と答え、押し問答が続いた。筑後川



工事現場に座り込み抗議する漁民
(出典：『漁連史』(佐賀県有明海漁業協同組合連合会))

開発局長もトラックの上に連れてこられ、トラックの上で話し合いが続いた。夕方には佐賀県の副知事も来られ、トラックの上で漁連を説得された。』(筆者要約)と語っています。

また、当時水公団筑後川開発局長の副島健氏は、筑後川開発局発足30周年記念シンポジウムで、『(夕刻になっても)流下量について40トﾝ45トﾝで話がつきませんので、私の責任で「工事を中止します」と言ったうえ、田中会長に一札を入れて解散してもらった。』(筆者要約)と語っています。

佐賀県漁連は「漁連史」で、当日のいきさつを「怒りを爆発させた漁民」と題して次のように記しています。

『昭和54年4月18日早朝、筑後川沿いに怒りの声がかどました。水公団が漁民の反対を押し切り見切り着工したからである。最大の争点だった流下量問題にやっと明るさが見えてきた時の見切り着工は、漁民の怒りに油を注ぎ全面対決という緊迫した状態をもたらした。怒った漁民たちはクイを次々に引き抜き、公団側との間ににらみ合いが続いた。漁連会長から工事中止を求めた。公団側は「大臣命令がある以上、工事の中止は出来ない」と漁民側の要求を拒否、工事続行の姿勢を示した。漁民側は徹夜で現場に座り込み、あくまで工事阻止の強い方針を打ち出した。双方が鋭く対立する中で話し合いが進められ、夜に入って公団側が、「混乱を避けるため本体工事を見合わせ話し合いがつくまで工事を中止する」との誓約書を漁連会長に手渡し、工事は中止、延期されることになり騒ぎは解決した。紛争拡大は必至の情勢だっただけに、工事中止で流血といった惨事を免れたことは幸いだった。』(筆者要約)。

4-3-(4)一時中止後1年9ヶ月も続く「流下量問題」協議、そして決着

本体工事一時中止後も協議は中断なく続けられました。昭和54年8月には、福岡、佐賀両県漁連が「大堰直下地点でノリ期は、期間平均毎秒55トﾝ、一日平均毎秒45トﾝを最低とする。」などの統一要求をまとめ建設省との話し合いをもちますが、建設省は「再開発事業で対応できるのは瀬ノ下地点で毎秒40トﾝが限度」とし、協議は平行線が続きます。

その後の昭和54年11月、福岡、佐賀両県と両県漁連との間で、四者統一案「ノリ期の維持流量は、大堰直下地点で毎秒40トﾝ。ノリ期の制限流量は、大堰

直下地点で毎秒45トンを、例外として域内利水に限り毎秒40トンを認める」等が合意され、建設省・水公団との協議が続けられます。この四者統一案は、福岡都市圏への流域外取水の制限流量を毎秒45トンとして、流域内取水と差をつけるものでした。

四者統一案は、北部九州水資源開発協議会（略称：北水協）でも議論されましたが、流域外導水を計画していた水源県の大分、熊本両県が難色を示し、建設省も「流域内と流域外に差をつけた河川管理は難しい」として合意には至らず、話し合いは平行線となり、双方に行き詰まり感が出てきます。

一方、福岡、佐賀両県漁連側からは、流下量問題と漁業振興策の同時解決が求められていました。

両県漁連側、行政側関係者は、話し合いが行き詰まる中、打開の努力を惜しまず、連日のように協議が

続けられます。

昭和55年7月になり、福岡県、佐賀県から選出されている代議士が協議に入って頂くことにもなり、ノリ期大堰直下流量は「日平均毎秒40トン」で合意しました。

そして、この年の12月24日、両県選出代議士を立会人として、建設省九州地方建設局長、水公団筑後川開発局長、福岡県知事、佐賀県知事、福岡県有明海漁連会長、佐賀県有明海漁連会長が押印した「筑後大堰建設事業に関する基本協定書」が締結され、ここに「流下量問題」は決着をみました。

基本協定書は、付属協定書や確認書などが子細に「約束」され、筑後川の水資源開発と水運用の基本ルールがここに合意されました。

「筑後大堰建設事業に関する基本協定書」

筑後川の水資源開発に当たっては、流域優先、水源地域への配慮、既得水利の尊重及び水産業特にノリ漁業への配慮を基本として行うが、筑後大堰建設事業の着工に当たり、下記事項を確認し、相互に責任を持って事業の円滑な推進を図るものとする。

記

- 1 ノリ期における新規利水の貯留及び取水は、筑後大堰直下地点流量が毎秒40トン以下のときは行わないものとする。
- 2 ノリ期における操作運用による流量は、瀬ノ下地点月平均毎秒45トンとする。
ただし、既に水資源開発基本計画（昭和49年7月30日総理府告示）に計上されている毎秒4トンの取水は、これに含まれる。
- 3 松原・下笠ダム再開発事業によって得られる容量2,500万トンの水量は、大堰直下の流量が毎秒40トン以下になった場合の補充に充当するものとし、その操作運用は、この水量を最も効果的に使用するものとする。
また、今後更に不特定用量を確保するよう努める。
- 4 松原・下笠ダム再開発事業と筑後大堰建設事業は、同時に竣工するものとする。

（以下、略）

そして筑後大堰建設工事は、協定締結の翌日、工事中止から1年9ヶ月後の昭和55年12月25日、再び槌音高くスタートしました。

筑後大堰は、河川内工事に伴う多くの難題を解決しながら完成し、昭和60年3月30日に施設管理規程が認可され、4月1日から管理が開始されます。

また、筑後大堰直下流量確保を担保する、建設省の松原・下笠ダム再開発事業は、昭和58年10月6日から運用が開始され、水公団事業の福岡導水の取水が昭和58年11月2日から開始されました。

（次号に続く）



基本協定書の調印式
向って左側佐賀県代表、右側福岡県代表、あいさつする亀井福岡県知事